第二章　大臣許可漁業

第一節　通則

（大臣許可漁業の種類）

第二条　漁業法（以下「法」という。）第三十六条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一　沖合底びき網漁業　別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあっては、総トン数二十トン）以上の動力漁船（法第六十条第六項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）により底びき網を使用して行う漁業

二　以西底びき網漁業　別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

三　遠洋底びき網漁業　別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

四　東シナ海はえ縄漁業　別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ縄を使用して行う漁業（次に掲げるものを除く。）

イ　第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業

ロ　第七十七条第一項第一号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業

五　大西洋等はえ縄等漁業　別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船によりはえ縄、底刺し網又はかごを使用して行う漁業（第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業を除く。）

六　太平洋底刺し網等漁業　別表第一の当該漁業の項の中欄に掲げる海域において動力漁船によりはえ縄又は底刺し網を使用して行う漁業（次に掲げるものを除く。）

イ　第十二号に掲げるかつお・まぐろ漁業

ロ　第十五号に掲げるずわいがに漁業

ハ　第七十七条第一項第一号に掲げる沿岸まぐろはえ縄漁業

七　大中型まき網漁業　総トン数四十トン（別表第二の当該漁業の項の下欄に掲げる海域にあっては、総トン数十五トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業

八　基地式捕鯨業　動力漁船によりもりづつを使用して鯨をとる漁業（次号に掲げるものを除く。）

九　母船式捕鯨業　製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及び独航船が一体となって行う漁業であって、もりづつを使用して鯨をとるもの

四　中型さけ・ます流し網漁業に関するもの

五　北太平洋さんま漁業に関するもの

六　日本海べにずわいがに漁業に関するもの

七　いか釣り漁業に関するもの

八　沖合底びき網漁業に関するもの

九　以西底びき網漁業に関するもの

十　大中型まき網漁業に関するもの

2　第三章及び第四章の規定により鯨体処理場に関し農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

第二章　指定漁業の許可及び起業の認可

（新設）

（新設）